

別表第3（第13条関係）

（1）公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使用料

占用物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）
第1種電柱	1本	1年	420
第2種電柱	1本	1年	650
第3種電柱	1本	1年	880
第1種電話柱	1本	1年	380
第2種電話柱	1本	1年	610
第3種電話柱	1本	1年	830
電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱	1本	1年	760
その他のもの	1平方メートル	1年	760
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	4
地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	2
変圧等その他これに類するもの	1個	1年	760
鉄塔その他これに類するもの	1平方メートル	1年	760
法第7条第2号に掲げるもの	1平方メートル	1年	230
法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1個	760
	郵便差出箱	1個	320
法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル	1日	44
令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	440
令第12条第2項第9号に掲げるもの	1平方メートル	1月	140
無線基地局	1基	1年	760

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 使用料の単位が面積及び長さで定められている物件及び施設について、占用物件又は設置若しくは管理しようとする公園施設の面積及び長さが0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満であるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて、計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められている物件及び施設について、それらに係る公園の使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算によるものとし、なお1年未満の端数があるときには1月として計算する。
- 使用料の額が月額で定められている物件及び施設について、それらに係る公園の使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは1月として計算する。
- 占用物件又は設置する公園施設の機能維持に必要な光熱水費その他これに類する費用については、占用者又は設置者の負担とする。
- 占用の期間が1年未満であるときの使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。